

提出書類チェック表（提出用）

受診者名

日中に連絡の
つく電話番号

名前

続柄()

書類を提出される前に、必ず必要書類がそろっているか確認の上、左端のチェック欄に☑をして提出してください。

チェック欄	番号	提出書類	対象者
<input type="checkbox"/>	1	提出書類チェック表（この用紙です）	
<input type="checkbox"/>	2	特定医療費(指定難病)支給認定申請書(新規)	
<input type="checkbox"/>	3	保険証の写し ※ 下の表で確認の上、必要な方の分を提出してください。	
<input type="checkbox"/>	4	住民票上の世帯全員分の住民票 (発行後6か月以内のもの)	市町村 窓口
<input type="checkbox"/>	5	自己負担限度額を決定するための書類及び 医療保険上の高額療養費に係る所得区分が確認できる書類 ※ 下の表で確認の上、必要な方の「所得額課税額証明書」 その他書類を提出してください。	市町村 窓口
<input type="checkbox"/>	6	保険者からの情報提供に係る同意書	
<input type="checkbox"/>	7	個人番号提供票(個人番号及び身元の確認できる書類) ※ 必要な確認書類については裏面でご確認ください。	
<input type="checkbox"/>	8	臨床調査個人票	指定医
<input type="checkbox"/>	9	特定疾病療養受療証の写し	指定難病に起因した人工透析療法を 行っている方のみ
<input type="checkbox"/>	10	同じ医療保険加入者で他に医療受給者証(特定疾患・小児慢性 特定疾患)を持っている方の受給者証または申請書の写し	該当者 のみ
<input type="checkbox"/>	11	申請を行った日の属する月以前の12か月で指定難病で総医療費 が33,330円を越える月が3月以上ある場合、医療費申告書及び医 療費領収書等(写し可)	医療機関等 「軽症高額 該当」認定 希望者のみ

※ すでに受給者証をお持ちの方が「疾患を追加」する場合は新規申請ではなく変更申請になります

患者が加入している 医療保険の種類	必要な保険証	必要な所得額・課税額証明書 令和4年6月30日受付まで・・・令和3年度(令和2年分) 令和4年7月1日～12月31日・・・令和4年度(令和3年分)
被用者保険 (健康保険・共済組 合など)	① 「受診者」及び「被保険者」の保険証の写し ② 「同じ医療保険に加入している人で、他に指定 難病または小児慢性特定疾病の医療費助成を受 けている方」がいる場合は、その方の保険証の写し	「被保険者」及び「受診者」分
国民健康保険組合 (医師・歯科医師・ 土木・建設など)	「同じ医療保険に加入している全員分」の保険 証の写し	「同じ医療保険に加入している全員」分
国民健康保険	「住民票上の世帯で同じ医療保険に加入してい る全員分」の保険証の写し	「住民票上の世帯で同じ医療保険に加入している全員」 分
後期高齢 医療広域連合	「住民票上の世帯で同じ医療保険に加入してい る全員分」の保険証の写し	「住民票上の世帯で同じ医療保険に加入している全員」 分
生活保護受給者	保険に加入していれば、上記に基づいた人数分 の保険証	生活保護受給証明書 ※ 保険に加入していれば上記に基づいた人数分の所得 課税額証明書

※ 市町村民税が非課税の方は

受診者またはその保護者(受診者が18歳未満の場合)が障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当等を受給している場合は、「所得額・課税額証明書」に加え、前年の支給額がわかる書類(決定額通知書や払込通知書等の写し)が必要です。

受診者が18歳未満(保護者が申請者)の場合

提出された市町村民税が非課税の方については、保護者全員分の年収を確認して自己負担上限額を決定します。

※ 必要な分のマイナンバーを個人番号提供票(別紙様式1)に記載することで、所得課税額証明書を省略することができます。ただし、マイナンバーの記入が誤っていたり、市町村民税の申告をしていない場合は証明書の添付が必要です。また、証明書を省略した場合、受給者証の発行に時間を要する場合があります。

○個人番号の確認について

患者が加入している医療保険の種類	個人番号確認の範囲 身元確認の範囲	具体的な提出方法
被用者保険 (健康保険・共済組合など)	<p>「受診者」分</p> <p>※ 身元確認書類については申請書の提出方法によって異なります。 (右欄及び下欄参照)</p> <p>※ 個人番号の利用により所得課税証明書の省略を希望する場合は、医療保険の種類により、表面の下表の「必要な所得額・課税額証明書」の欄に記載している対象者の方の個人番号の記入が必要です。 また、受診者以外の番号確認書類の提出は不要です。</p>	<p>2 新規申請に患者本人（患者が18歳未満の場合は保護者）が直接来所する場合</p> <p>①別紙様式1「個人番号提供票」 ②患者本人（18歳未満であっても患者本人）の「番号確認書類」「身元確認書類」が必要</p>
国民健康保険組合 (医師・歯科医師・土木・建設など)		<p>2 新規申請に患者以外が代理で直接来所する場合</p> <p>①別紙様式1「個人番号提供票」 ②患者本人の「番号確認書類」 ③代理人の「身元確認書類」 ④法定代理人の場合は戸籍謄本その他の資格を証明する書類 ⑤その他の代理人の場合は委任状</p>
国民健康保険		<p>3 新規申請書類を郵送する場合</p> <p>①別紙様式1「個人番号提供票」 (裏側に番号確認書類・身元確認書類を貼付する)</p>
後期高齢医療広域連合		
生活保護受給者		

1 直接来所の場合、下記の書類を提示してください。書類はその場で確認しお返しします。

- ・患者本人の【番号確認書類】
下記のうち1つの提示が必要です。

個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書、※通知カード

※ 通知カードは①記載事項に変更がない②令和2年5月25日以前に記載事項に変更があったが変更手続きがとられており、以降変更がない場合は利用可能です。

- ・患者本人あるいは代理人の【身元確認書類】 代理人が来所する場合は代理人の方の書類が必要です
写真付きの証明であれば下記のうち1つの提示が必要です。

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書

写真付きでない証明の場合は下記のうち2つの提示が必要です。

公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、住民票、源泉徴収票等官公署から発行された書類であって「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類

2 患者本人（患者が18歳未満の場合は保護者）でない方が申請に来所される場合は、1の書類に加えて次の書類を提出してください。

来所された方が患者の	法定代理人の場合は戸籍謄本など資格を証明する書類 法定代理人でない場合は委任状
------------	--

3 郵送で申請される場合、「個人番号提供票」の裏側に下記の書類を貼って提出してください。
書類は返却できません。

- ・患者本人の【番号確認書類】
下記のうち1つの提出が必要です。

個人番号カードの写し（おもて・うら両方コピーする）、※通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

※ 通知カードは①記載事項に変更がない②令和2年5月25日以前に記載事項に変更があったが変更手続きがとられており、以降変更がない場合は利用可能です。

- ・患者本人の【身元確認書類】
写真付きの証明であれば下記のうち1つを提出してください。

個人番号カードの写し（おもて・うら両方コピーする）、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し、旅券（パスポート）の写し、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、療育手帳の写し、在留カード又は特別永住者証明書の写し

写真付きでない証明の場合は下記のうち2つを提出してください。

公的医療保険の被保険者証の写し、国民年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写し、特別児童扶養手当証書の写し、住民票、源泉徴収票等官公署から発行された書類であって「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類の写し